

かなはし苑居宅介護支援事業重要事項説明書

1、担当する介護支援専門員

担当部署 かなはし苑居宅介護支援事業所

担当者名 _____

連絡先 0744-26-2620（午前9時00分～午後6時00分）

2、事業所の概要

事業所名	かなはし苑居宅介護支援事業所
所在地	橿原市雲梯町28番地
連絡先	TEL 0744-26-2620 FAX 0744-26-2621
緊急時の連絡先	TEL 0744-24-5551
管理者	嶋野 雅祥
営業日	年中無休
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
サービス提供地域	橿原市、大和高田市、御所市、高取町、明日香村

3、当事業所の法人の概要

事業所名	社会福祉法人 聖寿会
所在地	橿原市雲梯町28番地
連絡先（代表）	TEL 0744-24-5551 FAX 0744-24-5555
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 南 儀行
法人の行う他の業務	介護老人福祉施設（介護老人福祉施設 かなはし苑） 短期入所生活介護（ショートステイかなはし苑） 通所介護（かなはし苑デイサービスセンター） 通所介護（リハビリデイサービスセンター輝き） 介護老人保健施設（介護老人保健施設 リンク橿原） 短期療養介護（ショートステイリンク橿原） 通所リハビリ（リンク橿原通所リハビリセンター） 訪問リハビリ（介護老人保健施設 リンク橿原）

4、当事業所の従業員

職 種	職 務 内 容	人員数
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う	1人
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	居宅サービス計画の作成及び利用者及びその家族、指定居宅サービス事業等との連携・連絡調整等を図り、適切なサービスが提供されるよう業務を遂行する。	1人以上 （常勤）

5、事業の目的・運営方針

事業の目的	利用者が要介護状態にある場合において、指定居宅介護サービス、その他日常生活を営むのに必要な保健・医療・福祉サービスを適切に提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法令の遵守 ・ 公正中立な居宅介護支援サービスの提供 ・ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画の作成を行う等

6、提供する居宅介護支援サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるに提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
居宅サービス計画の作成 「契約書本文第4条」	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容を利用者や家族に提供し、利用者サービスを選択を求めます。利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえで留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。 4 居宅サービス計画に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 居宅サービス計画は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、利用者から文書による同意を得ます。その際、居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。 	○
居宅サービス事業者との連絡調整・便宜の提供 「契約書本文第4条」	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅サービス計画の目標に沿ったサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 利用者が介護保険施設への入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の照会、その他の支援を行います。 	○

サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価 「契約書本文 第4条」	1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理 「契約書本文 第4条」	居宅サービス計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、奈良県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 「契約書本文 第4条」	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡 「契約書本文 第4条・重要事項説明書(別紙)」	居宅サービス計画の作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合には、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。入院時は担当の介護支援専門員の氏名、事業者名等を入院先医療機関に提供して下さい。	○
財産管理・権利擁護等への対応 「契約書本文 第4条・重要事項説明書(別紙)」	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて、弁護士等への連絡を行います。	—
居宅サービス計画の変更 「契約書本文 第5条」	利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重しながら、合意のうえ居宅サービス計画の変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請の援助 「契約書本文 第6条」	利用者の意見を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 利用者の要介護認定有効期間満了の60日前から要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供記録の閲覧・交付 「契約書本文 第7条」	利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	○

訪問回数の目安	介護支援専門員が利用者の居宅を訪問して、状況の把握等を行います。 <p style="text-align: right;">概ね1ヶ月あたり 1回程度</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

当事業者が行う居宅介護支援（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で終了となります。ただし、有効期間の満了7日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで自動的に更新されます。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。

10 秘密の保持及び個人情報の保護

当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人、若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「契約書別紙1」のとおり定め、適切に取り扱います。契約期間中はもとより、契約終了後においても決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やその家族等に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業者がサービスを提供する際に、利用者や家族等に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。個人情報の利用には利用者の同意が必要となりますので、本契約書に記名・押印していただくことにより、その利用を承認したこととします。

11 緊急時、事故発生時の対応

事業者は、居宅介護支援のサービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかにかかりつけ医又は協力医療機関と連絡をとる等、必要な措置を講じます。また、家族又は代理人等に直ちに連絡します。

12 損害賠償について

居宅介護支援のサービス提供中に、当事業者の責に帰すべき事由によって利用者の生命、身体又は財産に損害及ぼした場合は、再発防止策を講じるとともに、利用者、家族に誠意をもって対応いたします。

13 非常災害対策

居宅介護支援のサービス提供中に天災、その他の非常災害が発生した場合は、従業員は利用者の避難等適切な措置を講じます。

また、業務継続計画を策定し、緊急事態に備えます。

14 虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともに、その結果について、事業所の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、事業所従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

15 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

16 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービス又は作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

● 苦情相談窓口

窓 口：かなはし苑居宅介護支援事業所

責任者：管理者

担当者：介護支援専門員

TEL 0744 (26) 2620 FAX 0744 (26) 2621

(受付時間 午前9時00分～午後6時00分)

● 介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)

(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)

・ 橿原市役所 長寿介護課

TEL 0744(22)4001 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口

TEL 0744(29)8319 受付時間 午前9時～午後5時

かなはし苑居宅介護支援事業重要事項説明書（別紙）

令和6年10月1日より

1 利用料について

- (1) 介護保険が適用された場合、檀原市の地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額になります。ただし、当事業者が行う居宅介護支援に対して、利用者の負担はございません。

①基本料

要介護1・2 11088円（1086単位）／月
要介護3・4・5 14406円（1411単位）／月

②初回加算 3063円（300単位）／月

- ※ 1) 新規に居宅サービス計画を策定した場合
2) 要介護状態区分が2段階以上変更となった場合

③退院・退所加算

(カンファレンス参加の場合) 連携1回 6126円（600単位）
2回 7657円（750単位）
3回 9189円（900単位）
(カンファレンス不参加の場合) 連携1回 4594円（450単位）
2回 6126円（600単位）

退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

入院又は入所期間中につき3回を限度。また、初回加算との同時算定不可

④入院時情報連携加算（Ⅰ） 2552円（250単位）／月

(利用者1人につき1カ月に1回を限度)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

入院時情報連携加算（Ⅱ） 2042円（200単位）／月

(利用者1人につき1カ月に1回を限度)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合

⑤緊急時等居宅カンファレンス加算 2042円（200単位）／回

(1カ月に2回を限度)

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

⑥通院時情報連携加算 510円（50単位）／月

(利用者1人につき1カ月に1回を限度)

利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが同席し、医師等と情報連携を行い、その情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合

⑦中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算

事業所が通常の事業実施地域を超えて、中山間地域等に居住する利用者へに居宅介護支援を行った場合

⑧特定事業所加算

特定事業所加算（Ⅰ） 5298円（519単位）／月

常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合

特定事業所加算（Ⅱ） 4298円（421単位）／月

常勤の主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合

- 特定事業所加算 (Ⅲ) 3297円 (323単位) /月
 常勤の介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
- 特定事業所加算 (A) 1076円 (125単位) /月
 常勤の介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合
- ⑨特定事業所医療介護連携加算 1276円 (125単位) /月
- ⑩通院時情報連携加算 510円 (50単位) /月
- ⑪特定事業所集中減算 -2042円 (-200単位) /月
 正当な理由なく、特定の事業所の割合が80%を超える場合は減算
- ⑩ターミナルマネジメント加算 4084円 (400単位)
 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

(解約料)

(2) 解約の申し出により、この契約の解約する場合には無料です。

(申請代行料)

(3) 要介護認定の申請代行にかかる費用については無料とします。

2 第4条第6号に規定するその他のサービス内容について

(1) 事業者は、居宅サービス計画の作成(変更)時及び利用者が、サービスを利用する際に必要と判断した場合は、利用者の同意のうえ関連する医療機関、利用者の主治医と連携を図ります。

(2) 事業者は、利用者がサービスを利用する際にその財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、利用者等の依頼に基づき、関連機関への連絡を行います。

3 料金及び内容の変更

この「重要事項説明書(別紙)」は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、作成しています。よって、上記法令等の改正に伴い、都度料金を変更します。料金及び内容を変更した場合は、改正された「重要事項説明書(別紙)」により説明します。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

事業者 所在地 奈良県橿原市雲梯町28番地

名称 かなはし苑居宅介護支援事業所
理事長 南 儀行 印

説明者 事業者（所属）かなはし苑居宅介護支援事業所

氏名 _____ 印